

## 1 公の施設名

鳥取市出合いの森公園

## 2 指定管理期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

## 3 指定管理者候補者として選定された団体

（住所） 鳥取市杉崎470番地1

（団体名） 株式会社 谷尾樹楽園

（代表者名） 代表取締役 谷尾 壽嗣

## 4 選定された団体が提案した事業内容

- ①年間を通じて、自然観察会や木工教室など森林や自然を理解する催しを、各種団体と連携しながら実施します。
- ②（公財）日本体育施設協会によるスポーツファシリティーズ保険に加えて、イベント時にはレジャーサービス施設保険に加入し、万が一のケガや事故に備えます。
- ③緑の美しさを提供し、来園者の心を癒す快適な公園をつくります。
- ④マスコミやホームページ等を活用し、旬の花木・見どころ等の様々な情報を発信し、公園の魅力を最大限PRします。
- ⑤利用者が親しみをもって利用できるよう、マナーや自然環境及び森林などに関する様々な教育を実践します。
- ⑥サービスチェックリスト、施設向上チェックリストを作成し、質の高いサービスを維持、向上させます。
- ⑦アンケート等により利用者の要望を把握し、公園の管理運営に反映させます。

## 5 選定の理由

長年にわたる当該施設の管理運営実績があり、来園者の意向をくんだイベントの開催計画や植栽木の管理に必要な技能を持った職員の配置などが総合的に評価された「株式会社谷尾樹楽園」を指定管理者候補者として選定するものです。

## 6 選考を行った委員会

鳥取市農林水産部指定管理者選考委員会

### \*参考

同時に開催されました「鳥取県農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会」においても、株式会社谷尾樹楽園が選定されました。

## 7 配点

	選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第4条第1号)	管理の基本的な考え方の適合性 ・施設設置目的の理解 ・指定管理者を希望する理由 ・管理運営の方針 ※平等な利用が確保できないと認められる場合は、失格	必須 配点なし
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第4条第2号)	・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（森林への理解を深める事業、サービス向上策・利用促進策等） ・施設設備の維持及び衛生管理の水準 ・開園時間、休園日 ・事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ・個人情報保護、情報の公開 ・利用者等の要望の把握	40
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第4条第2号)	・収支計画及び見積もり内容の妥当性 ・委託料の多寡	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第4条第3号)	・法人等の財政基盤、経営基盤 ・組織及び職員の配置等 (管理運営の組織、日常の職員の配置、森林への理解を深める事業の職員の配置等) ・現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ・法人等の社会的責任の遂行状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者雇用</li> <li>男女共同参画推進企業の認定</li> <li>ISO・TEASの認証等</li> </ul>	40
		・当該施設の管理運営状況の実績評価 ※申請者が当該施設の現在の指定管理者の場合のみ審査項目とする	

## 8 評価点

選考委員会委員が申請団体からの申請書類、提案説明、質疑応答をもとに審査し、評価しました。

団体名	評価項目	審査委員				得点合計
		ア	イ	ウ	エ	
株式会社 谷尾樹楽園	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであるか	合格	合格	合格	合格	合格
	施設の効用を最大限に発揮させるものであるか	32.5	26.5	26.5	31	116.5
	管理に係る経費の効率化が図られるものであるか	18	18	14	17	67
	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあるか	30	25.4	18.8	25.4	99.6
	計	80.5	69.9	59.3	73.4	283.1
A	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであるか	合格	合格	合格	合格	合格
	施設の効用を最大限に発揮させるものであるか	33	21	23.5	20	97.5
	管理に係る経費の効率化が図られるものであるか	19	17	14	16	66
	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあるか	26.4	22.8	15.2	15.2	79.6
	計	78.4	60.8	52.7	51.2	243.1

## 9 問い合わせ先

鳥取市農林水産部林務水産課

電話番号 (0857) 20-3235